

千葉県立成田北高等学校「いじめ防止基本方針」(全日制)

1 いじめ防止に関わる基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは人権を大きく踏みにじる行為であって、被害にあった生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、その生命又は心身に重大な危険を与える絶対に許されない犯罪行為である。また、いじめは学校のように生徒が集団生活をしている場所で発生しやすいものであり、多くのいじめは大人の目が届かないところで行われている。このようなことを考慮し、我々はいじめを絶対に許さないことはもちろんのこと、いじめの防止、早期発見に努め、すべての生徒にとって安全安心な学校作りを保護者、地域、関係機関と連携を図りながら進めていく。

(2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの基本認識

本校の教職員は、次のいじめの特質を十分理解し、共通に認識のもといじめ防止に努めるものとする。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として絶対に許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 校内組織「いじめ防止対策委員会」

本校はいじめ防止及びいじめの早期発見、迅速かつ適切な対処をするために校内組織「いじめ防止対策委員会」を設ける。

(1) 全構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、教育相談係、学年主任、養護教諭、※必要に応じて、生徒会担当、保護者の代表、警察（警察官経験者）、学校医等とする。

(2) 日常の業務における協議

教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、教育相談係、養護教諭

(3) いじめの疑いがある事案発生の緊急会議等

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、教育相談係、当該学年主任、担任、※必要に応じて部活動顧問等関係職員

(4) 重大事態の場合

県教委と連携してスクールカウンセラー及びスーパーバイザーを要請する。

3 いじめの防止

いじめ防止についての取り組み及び指導は、学校教育活動の様々な場面で行われなければならない。また、教職員は、生徒達の重要な教育環境であることを理解し、厳しさの中にも、信頼のまなざしや温かい声かけを行うなど、心の通い合う学年クラス経営に心がける。

- (1) 日常生活全般（HR 活動、特別活動、学年行事等）において、いじめは絶対にゆるされない行為であり、学校全体でいじめや暴力・暴言等を排除していくことを常に確認する。また近年、インターネット掲示板等を利用したいじめが増えていることを鑑み、その利用方法や危険性を周知する機会を設けるものとする。
- (2) 授業においては、「わかる授業」の展開に心がけ、生徒に自己有用感、充実感を味わわせ、いじめを含めた問題行動を未然に防ぐように注意を払う。また、教職員の不適切な発言がいじめ等の問題行動を誘発することを十分に理解し指導にあたる。
- (3) 道徳教育では、その効果が最大限上がるように常に研究工夫する。また“いのちを大切に”するキャンペーン等を利用し命の大切さや自他の尊重等の精神を涵養する。
- (4) 部活動指導では、過度の競争意識や勝利至上主義が生徒のストレスを高め、いじめ等を誘発する恐れがあることを十分に理解し、注意して指導にあたる。
- (5) 生徒会活動等でいじめ防止等について、自発的に取り上げられるように働きかけ、その活動を支援する。

4 早期発見

いじめの早期発見に努めるものとする。普段から生徒の状況（生徒の表情や生徒間のからかい等）に目を配り、生徒の些細な変化を見逃さないように心がける。

- (1) アンケート調査を実施し、いじめ等の早期発見に努める。

《留意点》

- ① 年3回とし、7月、12月、3月に実施する。
 - ② 記名による調査では、実態が明らかにならない場合があるため、原則無記名で調査をする。
 - ③ 情報がない生徒も何かしらの記入をさせるような配慮をする。
 - ④ インターネットによるいじめを調査する項目も入れる。
- (2) 家庭と学校が連携して生徒を見守るという体制を作る。

保護者面談等とおして、いじめ防止に対する学校の方針等を保護者に理解してもらおうとともに、家庭と学校が平素から連絡を密にして、家庭で気になる兆候があった時は、速やかに学校に連絡をする。

兆候例 ・遅刻や早退が増えたり、「学校に行きたくない」と言いだす。
・口数が少なくなる。元気がなくなる。
・いらいらして、兄弟や家族にあたる。など
 - (3) 地域とのよりよい関係作りに心がける。

ミニ集会や開かれた学校づくり委員会、その他の地域交流を通して、地域で生徒を見守る体制作りをするとともに、情報の収集に努める。
 - (4) 教育相談窓口を生徒、保護者に周知するとともに、相談しやすい人間関係、環境づくりに心がける。以下の学校及びそれ以外の相談機関も紹介する。

学 校	千葉県立成田北高等学校 (窓口 教育相談室・保健室・担任)	0476-27-3411
-----	----------------------------------	--------------

《その他》

外部機関	千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446 (24 時間受付)
	24 時間いじめ相談ダイヤル (文部科学省)	0570-0-78310 (24 時間受付)
	子どもの人権 110 番 (法務省)	0120-007-110 (月～金 8:30～17:15)
	千葉県警察少年センター (ヤングテレフォン)	0120-783-497
	千葉県中央児童相談所	043-253-4101
	成田市教育相談 (成田市教育センター)	0476-22-5100 (月～金 9:00～15:00)
	成田警察署生活安全課	0476-27-0110 (代)
	一般財団法人日本いのちの電話連盟	0120-783-556

相談しやすい環境づくりをするために

生徒達が、教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいることです。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分理解してその対応に細心の注意を払うべきです。その対応の如何によっては教職員への不信感を生み、その後の対応に悪い影響を与えてしまいます。

◎本人からの訴えには

- ①心身の安全を保証する。：プライバシーが守られる場所を確保し「良く言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。また本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- ②事実関係や気持ちを傾聴する：「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。

◎周りの生徒からの訴えには

- ①いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ②「良く言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。
- ③普段から、いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させ、はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているのと同じであることを指導する。

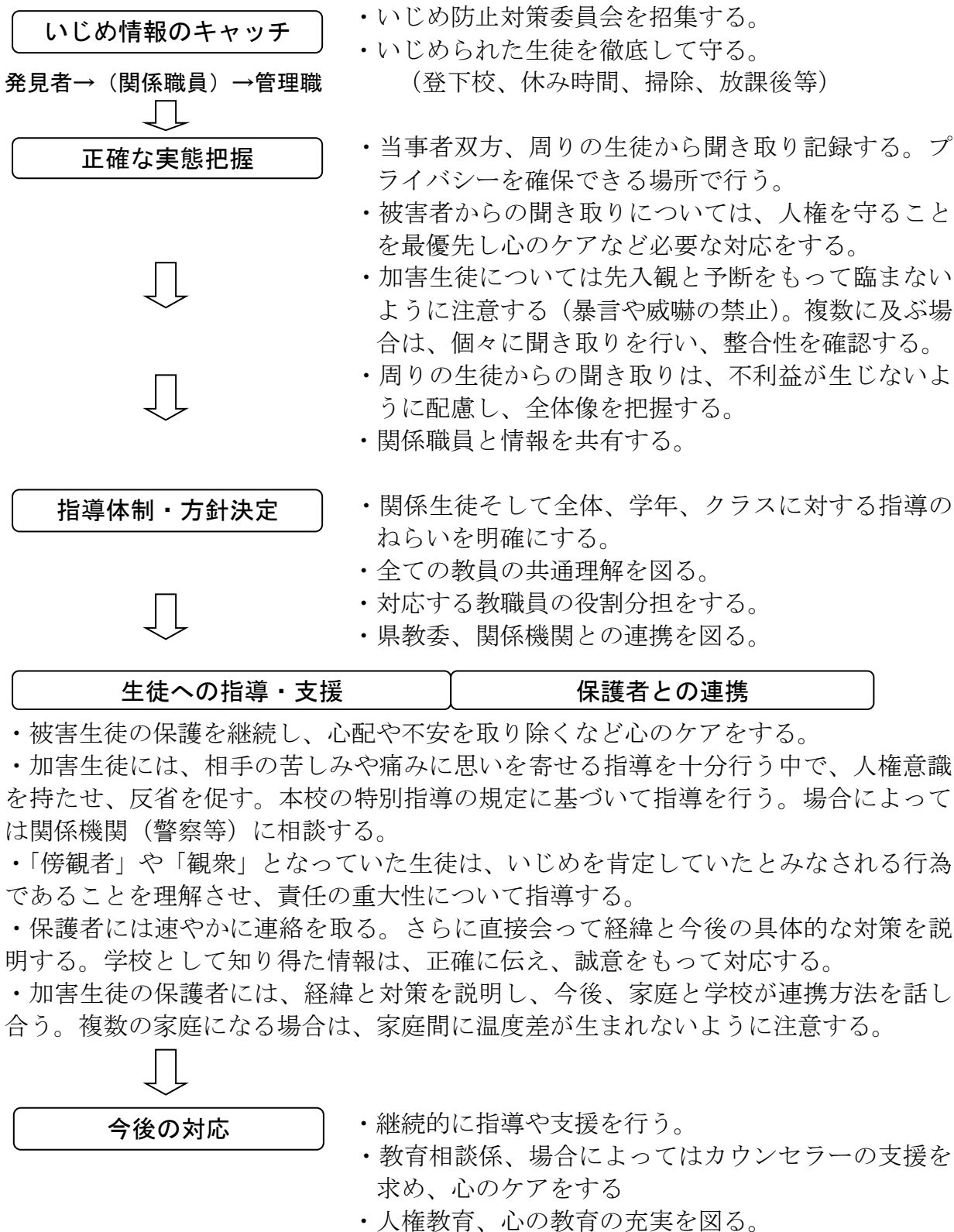
◎保護者からの訴えには

- ①保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- ②生徒の苦手なところやできない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。普段から保護者の気持ちを十分理解して接することが大切です。

5 いじめへの対応

いじめの兆候を発見した場合は、些細なことでも軽視することなく早期に対応することが大切である。発見した教員は一人で抱え込むのではなく適切に関係職員（いじめ防止対策委員、生徒指導部員等）に相談し、組織的に対応する。

《いじめ対応の基本的な流れ》



6 重大事態への対応

《重大事態とは》（いじめ防止対策推進法28条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

《校内としての対応》

重大事態が発生した場合は、速やかにいじめ防止対策委員会の招集と重大事態に即したメンバー（2-（4））の招集を行い、以下の対応をする。

- (1) 「5 いじめへの対応」で示した流れに沿って事情聴取を行う。県教委への一報を速やかに行い、アドバイスをもらう。
※重大事態は学校安全保健課から教育長、知事まで報告が上がります。
- (2) 全体像を把握するためにアンケートを実施する。その際、無記名アンケートとし、情報を持たない生徒も何らかの記入をするなど情報提供者への配慮を行う。
- (3) いじめ防止対策委員会は、重大事態に合わせたメンバーを招集するが、さらに専門家の必要が生じた場合は、委員として依頼することも考慮する。
- (4) 警察への情報提供は適宜行い、県教委との連携を行う。
- (5) 保護者会やマスコミ対応も視野に入れ、準備をする。
マスコミ対応：①誠実な対応、②確実な情報のみ統一文案で
③記者会見の検討、④県教委、警察との連携
⑤窓口の一本化

7 「いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- (1) 「いじめ防止基本方針」は、教職員、保護者、生徒等から意見を聴取し策定するものであって、ホームページやその他の機会を利用して公表する。また、教職員、保護者、生徒及び学校関係者等がその取り組みを評価するものとする。
- (2) いじめ防止推進委員会は、上記評価及び調査等に基づいて、いじめ防止基本方針の点検見直しをする。

附則 本方針は平成26年4月1日より適用される。
平成27年2月一部改定